マウスピース矯正(インビザライン治療)について

■ 治療の流れ

(令和3年6月改定) (費用は税込みです)

初診相談 何を気にされておられるのか、ご相談をお受け致します。矯正治療を 始める前に治すべきむし歯の治療や歯周病の治療などが見つかる場合 もあります。 精密検査 歯の型、お口全体のレントゲン写真、お口の写真、お顔の写真を撮 り、精密検査を行います。 詳細な問診票にご記入頂き、それを元に初診相談より更に具体的な問 診を行います。 患者様の治療に関するご希望・ご要望をまずは詳しくお聞かせくださ 診断および具体的な 精密検査を元に、患者様の治療計画をご説明いたします。 治療方法のご説明 追加検査 マウスピース型矯正装置(インドザライン 等) に適しているかの追加検査をします。 マウスピース型矯正装置(インビザライン 等)に適しているかの結果と治療見込みをご 説明します。

ワイヤー矯正と共通です 初診料 3300円 精密検査料 22000円 診断料 7700円

ここまで合計33000円

インビザラインの方のみの追加検査です 追加検査料(再診断込) 33000円

ここまで合計66000円

矯正治療に先立ち
必要な歯科治療
歯磨き指導:
特に指導が必要な場合
 必要に応じて、経正治療に入る前に、それらの治療や処置を行うこと
があります。

一般的歯科治療(虫歯治療など) 費用は保険治療がメインになります

3.歯列期の治療 3.歳頃~6歳頃 明らかな骨格性の異常を認め処置が可能である場合、第一期治療に速やかに移行できるように治療をおこなう事があります。

第一期治療 (子供の歯並びの治療) 6歳~12,3歳頃 ランスを成長期において整える必要がある場合

水外圏の生えそうっていない子供において、上め ごや下あごの大きさや横幅、上あごと下あごのバ ランスを成長期において整える必要がある場合 に、第一期治療(子供の矯正治療)を行います。 第二期治療(大人の矯正治療)をスムーズに行う ために行う場合もありますが、第一期治療(子供 の矯正治療)のみで矯正治療を終われる方もおら れます。

ごのバ 場合 ます。 こ行う (子供 5おら

定期診査(成長観察) 第一期治療の必要が無い方は、永久歯への生え替わりがスムーズに行えているか、また骨格の異常が生じてきていない。

ムーズに行えているか、また骨格の異常が生じてきていないかを年数回の定期診査でチェックします。 また、ご自身でつけ外しをする装置のみをお使いの方も、同様に年数回のチェックとする場合がございます。

第二期治療 (大人の歯並びの治療) 体の成長のピークが過ぎ、また永久歯がある程度生えそろった段階から開始する、永久歯の歯並びを整える治療です。開始する時期はお体の発育に影響を受けるため、個人差がございます。歯の表面もしくは

の発育に影響を受けるため、個人差がございます。歯の表面もしくは 裏面に"ブラケット"と"ワイヤー"を装着する"エッジワイズ装置"を使用 して治療を行います。 エッジワイズ装置には、金属製およびセラミック製が御座います。

歯並びを整えても、エッジワイズ装置を外すと、せっかく整えたきれいな歯並びが後戻りを生じて崩れてしまいます。それを防ぐ為に。リテーナーというご自身でつけ外しして頂く装置を用いてきれいな歯並びを維持します。

リテーナーを装着して頂く期間には個人差がありますが、少なくとも2年以上となります。 保定期間の来院は年に数回となります。

保定期間の来院は年に数回となります。

保定期間

終了

矯正治療を終了されても、一般治療として定期的にメインテナンスに 通院して頂きますと、併せて矯正治療後の問題が生じていないかを確 認しております。 小児期の治療(乳歯が混じる歯列)の インビザラインファースト相当時期は、 当院では現在は「子供の矯正治療料金」 にて通常の手法にて行っています。 詳しくはお問い合わせください。 (令和3年6月1日現在)

インビザライン治療の開始 インビザライン矯正基本料**A 715000**円

- (・開始時にお支払い 495000円以上)
- (・開始後1年以内に残額お支払い 220000円以内)

<u>ここまで合計781000円</u>

インビザライン矯正基本料B 440000円

- (・開始時にお支払い 330000円以上)
- (・開始後1年以内に残額お支払い 110000円以内) (Bは半年程度で終了する見込みの症例限定です)

(別途諸条件があります 下記別途料金欄参照)

インビザライン調節料 一回3300円

※例:2年間の来院で約15回算定 49500円

基本料Aで約2年のインビザライン治療費合計830500円

※治療費上限合計870000円

※調節料の算定回数が増え上記内容のお支払合計が87万円に達した場合は以後の調節料は算定しません。

別途料金が発生する例:特注リテーナー(16500円) 定期的な歯周病メインテナンス(保険) 矯正用インプラント代金 矯正基本料Bを算定し所定の装具装着時間が確保できなかった場合(追加装具作成料など) 便宜抜歯 等 (矯正用インプラントや便宜抜歯は上限87万円の費用枠内に含まれます)

